様式第七号の五（第五十条第一項関係）

年　月　日

殿

従前の公益信託の名称
受託者の氏名又は名称
受託者の代表者の氏名

公益信託の新規信託分割（従前の公益信託）の認可申請書

公益信託に関する法律第22条第１項に規定する認可を受けたいので、同条第５項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　新規信託分割前の公益信託の名称及び行政庁
２　従前の公益信託の信託管理人の氏名又は名称及び代表者
３　従前の公益信託の信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
４　従前の公益信託の公益事務を行う都道府県の区域
５　従前の公益信託の公益事務の種類及び内容
６　その他従前の公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
２　「従前の公益信託」とは、新規信託分割において新たな公益信託に信託財産の一部を移転した後の公益信託をいう。

様式第八号（第五十一条関係）

年　月　日

殿

公益信託の名称
受託者の氏名又は名称
受託者の代表者の氏名

公益信託の終了届出書

公益信託に関する法律第23条第１項の規定により公益信託が終了したので、同法第25条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　公益信託の終了の日
２　公益信託の終了の事由

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
２　２には、公益信託の終了の事由を以下の分類に従い、その記号を記載すること。ケの場合は、具体的な内容を記載すること。
ア　信託の目的の達成
イ　信託の目的の不達成
ウ　受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が１年間継続したこと
エ　信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が１年間継続したこと
オ　信託法第52条（第53条第２項及び第54条第４項において準用する場合を含む。）の規定による信託の終了
カ　信託法第165条又は第166条の規定による信託の終了を命ずる裁判
キ　信託財産についての破産手続開始の決定
ク　委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法（平成16年法律第75号）第53条第１項、民事再生法（平成11年法律第225号）第49条第１項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第61条第１項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）第41条第１項及び第206条第１項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除
ケ　信託行為において定めた事由の発生